

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第七条の二第一項の規定により奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を定めました。

なお、この計画書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課奈良公園室において縦覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾